

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市税及び保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

滞納整理業務を外部業者に委託する際には、情報セキュリティのための体制と遵守状況について届出を求め確認している。
事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和7年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	国税徴収法及び地方税法に基づき業務を行っている。 ① 個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の賦課額についての収納を行っている。 ② 収納業務は、窓口納付の受け付け及び、金融機関からの収納金額の確認を行っている。 ③ 収納額が賦課額より多い場合は、還付又は充当をしている。 ④ 納期限までに納付がない場合は督促等の滞納整理をしている。 ⑤ 徴収した市税・保険料の収納情報・滞納情報を管理する。
③システムの名称	納税管理システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療制度システム
2. 特定個人情報ファイル名	
納税者ファイル、国民健康保険被保険者台帳ファイル、後期高齢者医療制度被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の24の項及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 番号法別表の24、44、85の項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条及び第46条 (2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項及び第3項 2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8に基づく主務省令第2条の表における第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」又は「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (2) 番号法第19条第10号 (3) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 財政部 収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 財政部 収納課 (山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8363)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	周南市役所 財政部 収納課（山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8363）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報入りの書類を郵送する際は、あて先に間違いがないか、他の者の書類が含まれていないかなど、封入者はもちろんのこと、複数人での確認作業を行い最終確認をしている。 特定個人情報を含む書類等の保管については、施錠できる収納書架等に保管している。また、カギは金庫での一括管理を徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員等に許可された業務メニューのみを表示するようアクセス権限の管理を行っている。また、許可された職員のアクセスも基本履歴の保存がなされている。	

変更箇所

[illegible]